

**綾川町人権・同和問題に関する住民意識調査業務
公募型見積競争実施要領**

1. 業務の目的

別添仕様書の通り

2. 業務の内容

(1) 業 務 名

綾川町人権・同和問題に関する住民意識調査業務

(2) 業務の内容

別添仕様書の通り

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月 31 日までとする。

3. 参加資格

見積合わせに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 綾川町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 綾川町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法(平成 11 年法律第 225 条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 四国内に本社または支社(事務所・営業所は除く)を有すること。
- (6) 香川県内において、過去5年間(令和2年度～6年度)に「人権意識調査」の実績を有していること。
- (7) 本業務は綾川町第2次総合振興計画の基本目標2及び第2次綾川町男女共同参画プランの各施策との整合を図った上で設問設計及び分析を行う必要があるため、香川県内において過去5年間(令和2年度～6年度)に「総合計画」及び「男女共同参画プラン」の実績をそれぞれ有していること。
- (8) 本業務においてはアンケート調査を実施するため、個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが充分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)もしくは JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録をしており、1 回以上更新していること。

4. 質疑・参加意思表示について

質疑がある場合は期限までに電子メールまたはFAXで照会するものとする。(様式は任意)

(1) 期限 令和7年6月20日(金)17 時まで

(2) 照会先 綾川町住民生活課 担当:長澤・津村

FAX: 087-876-3120

メール:jinken@town.ayagawa.lg.jp

(3) 回答は令和7年6月24日(火)までに綾川町ホームページに公開する。

(4) 参加意思表明書については、令和7年6月26日(木)17時までに提出すること。(様式1)

なお、参加意思表明書には下記①～③の資料を添付すること

- ① 参加資格(6)を証明する書類(契約書控え)
- ② 参加資格(7)を証明する書類(契約書控え)
- ③ 参加資格(8)を証明する書類(登録証)

5. 見積書等の提出について

提出締切:令和7年7月4日(金)17時必着(郵送可)

提出場所:綾川町住民生活課

提出書類:見積書(様式任意) 1部

6. スケジュール

質疑書提出期限	令和7年6月20日(金)午後5時まで
質疑への回答	令和7年6月24日(火)
参加意思表明書提出期限	令和7年6月26日(木)午後5時まで
参加資格の確認	令和7年6月30日(月)
見積書等提出期限	令和7年7月4日(金)午後5時必着

7. 問合せ先

綾川町住民生活課

担当者:長澤・津村

TEL: 087-876-1114

FAX: 087-876-3120

メール: jinken@town.ayagawa.lg.jp